

1857年恐慌とピール銀行法をめぐる論争

— 1858年『銀行法に関する

特別委員会報告・同証言録』分析 —*

井 上 巽

I 序

産業資本確立期におけるイギリス金融制度の資本主義的再編・整備の集大成として画期的意義をもつピール銀行法は、周知のとおり、1837年恐慌と39年の貨幣恐慌を画期として高揚するに至った通貨論争の過程において、いわゆる「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の経済的利害を代弁する通貨学派の理論を基調としつつ、1844年、なによりもまずイギリス資本主義の恐慌防止策として制定された⁽¹⁾。しかるに、イギリスの主導的資本によるこうした政策と期待に反して、「ピール以後」Post Peelにおいても恐慌はむしろその深刻さを一層強めつつ周期的に反復し、そのたびに恐慌の原因とピール銀行法の機能をめぐって激しい論争が展開されるに至ったことは、研究史上よく知られている事実であろう。

小稿では、上の事実注目しつつ、さしあたり1857年恐慌の直後イギリス下院に設置された「銀行法に関する特別委員会」における如上の論争を対象として、まず第1⁽²⁾

* 原稿受領 1970年5月19日

(1) この点については、当面、関口尚志「イギリス産業資本の確立と金融改革」大塚久雄他編『資本主義の形成と発展』所収、および同「市場および金融の発達」大塚久雄編『西洋経済史』（経済学全集11）所収を参照。

(2) ここで、上の副題に示した1858年の『銀行法に関する特別委員会報告・同証言録』について一言しておきたい。この史料は、前年の1857年における同名称の委員会証言録とともに1850年代のイギリス金融史ならびに恐慌史研究に関する根本史料であり、『資本論』の著者による引用（第3巻第5篇）をはじめとして、研究史上その史料的価値はすでに確認済みのもの、ということが出来る。その一部は、T. E. Gregory, Select Statutes, Documents & Reports relating to British Banking 1832-1928, vol. 2. に収録されているが、われわれはその全貌を把握するためマイクロ・フィルムによって全文を参証した。なお、その内容は上記の委員会報告と同証言録の他に委員会議事録と付録、索引が含まれており、このうち特に議事録は、委員会の経過と少数意見の報告案が収録されていて重要な史料的価値を有するものである。念のため、その原文のタイトルを附記すれば次の如くである。Report from the Select Committee on the Bank Acts; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, Appendix and Index. (Parliamentary Papers, 1857-58, [381], V) — 以下、引用にさいしては、委員会報告は Report, 同証言録は Evidence, 同議事録は Proceedings, と略記し、また Report, についてはパラグラフ番号, Evidence, については証言番号によって各々の典拠を指示する。

に、こうした論争を必然化せしめたイギリス資本主義内部の錯綜した経済的諸利害を、イギリスの古典的金融制度の構造序列に即して分析し、もって当該段階における論争の経済的基礎構造を確定すること。第2に、かかる論争の1集約点であった委員会報告とこれに反対するパーミンガム学派の各々の立論を追究しつつ、論争の帰趨を見極めることによって、1857年恐慌段階における論争の基本構造とその歴史的地位を明らかにすること。以上の2点を課題とする。

Ⅱ 地帯構造別分析

上述の第1の課題を追究するにあたり、われわれは (1) まず資金需要の主要なる発生源であったイギリスの工業地帯について、綿業の中心地ランカシャー、羊毛工業地帯たるヨークシャーならびに金属加工業の1拠点パーミンガム地方を分析対象として、1850年代におけるこれら各地域の産業・金融構造を考察しつつ併せて通貨政策上における志向を確認する。(2) 続いて資金供給体制の側面から、まず農業地帯における地方銀行、ロンドンの株式預金銀行さらに「預金銀行の預金銀行」たるビル・ブローカー、最後にこれらを統轄するイングランド銀行の順序で、当該段階におけるこれら諸編成の機能と特質を析出しかつその政策的志向を明らかにする。

(一) 工業地帯の産業・金融構造と政策的志向

(i) ランカシャー地方

イギリス資本主義の主導的産業部門たるランカシャー綿業は、周知のとおり、原料供給源を全面的に海外に依存するとともに、その製品（綿糸・綿布）市場構成においても国外市場中心の典型的な海外依存型大工業であったこと。また、こうした産業構造に規定されてランカシャーの地方銀行は、初発から為替手形取引に重点をおいた非発券の商業銀行として興隆し、かつ龐大な手形割引業務を通してロンドン貨幣市場にリンクされていたことは、研究史上すでに確認済みの事実であろう⁽³⁾。当面の1850年代におけるランカシャー綿業の躍進とともに如上の特徴的な産業・金融構造を基礎として、この地方の手形取引業務が一層の発展を遂げたことは特に挙証を俟つまでもなく明白であろうが、さしあたって当該段階におけるランカシャー地方の手形取引に関連して次の事実に

(3) この点に関するわが国の研究業績として、当面、吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』第1章、第5節、川上忠雄「自由主義段階におけるバンク・レート」(1)、『経済志林』30-2を参照されたい。

注目しておきたい。1858年の前記委員会において、リヴァプール商業会議所 Liverpool Chamber of Commerce の前会頭トオール J. Torr は利子率と手形流通との関連に関する1委員の質問に答えていう、『5039号。ランカシャーまたはリヴァプールにおいて、手形と銀行券が利子率の騰落に伴い、各々区別されつつ支払手段として用いられる事情を説明されたい。——左様、極めて顕著な相異があります。[例えば] 綿花はリヴァプールの重要な商品で、その支払いには3ヶ月手形かまたは3ヶ月の利子をさし引いた現金が用いられるが、利子率が5%未満の時期にはすべての支払いにバンク・ノートが用いられ、利子率が5%を超えると大部分が手形で支払われる』と。事実、トオールの証言によれば1850-53年には手形による支払いは比較的稀であったが、これとは対照的に1856-57年の好況期においては綿花支払いのほとんど4分の3は手形であったという。こうした事例に典型的に明示されている如く、また一般的に『輸出が増加すればそれだけ信用も拡大する』が故に、ランカシャー地方における手形流通は好況の到来とともに累進的に増加し、かくて『割引を受けるべき手形が激増する』⁽⁴⁾であろう。こうした手形の大分部は、周知のように、現地の商業銀行によって割引かれ裏書きされた後、ロンドン貨幣市場に送付されて再割引きを受けることになる。例えば、1857年恐慌によって破産したリヴァプールのバラ・バンク Borough Bank の理事ディクソン J. Dixon によれば、破産時にロンドンで流通していた同行の裏書手形は実に350万磅に達していたという。⁽⁶⁾

上の如く、尨大なる手形取引に関与していたランカシャー地方の綿業資本（ならびにこれと利害を同じくする商業資本）と銀行資本が、ピール銀行法をめぐる通貨問題に関して如何なる政策的志向を示したかが、次に注目される。この点について、前記トオールはまず『金流出を阻止する』ためバンク・レートを引き上げることに賛意を表したが、その理由は次の如くであった。曰く、『私が地金流出を危惧するのは、バンク・ノートの兌換が不能 inconvertible となることを恐れるからではなく、1844年法の機能によって、地金流出が逼迫期におけるバンクの流通手段供給能力を減殺し、もって為替手形が兌換不能 inconvertible となることを恐れるが故である』と。またいう、『金準

(4) Evidence., Q. 5039. 同様の傾向は1840年代においても指摘されている。川上忠雄、前掲稿(1), 232-233頁。

(5) Evidence., QQ. 5041-5045.

(6) このうちの70-100万磅は『バラ・バンクの裏書きがなければまったく流通力をもたない』融通手形であったことも指摘されている。Evidence., QQ. 4210, 4345.

備が一定点にまで減少すれば、鉄の法則をもって貫徹する自動作用によって為替手形の兌換性 convertibility が犠牲となる⁽⁷⁾』と。恐慌期におけるこうした為替手形の『兌換性』確保の観点から、リヴァプール商業会議所は委員会に対して次のようなピール銀行法の修正案を提起した⁽⁸⁾。(1) イングランド銀行の保証発券額を現行の1,400万磅から1,700万磅に増加すること。増加分300万磅の根拠は、まず『わが国の拡大した商業のために』すなわち「ピール以後」における商業の飛躍的發展とこれにともなう通貨需要の増大に見合う分として200万磅、残余の100万磅は『地方銀行券発行の消滅』分として説明された。(2) イングランド銀行は、バンク・レートが8%に達すれば政府の許可なしに無制限の発券能力を与えられること。この8%の根拠についてトールは、『金の流れを逆転せしめるためには8%の高さで十分である』と指摘して、この修正が立法の本来の主旨と矛盾するものではない旨強調しているが、ともあれこれは恐慌期におけるピール銀行法の自動的停止を立法化する要求であった点に留意すべきであろう。以上、明らかにこの修正案は、ピール銀行法と金本位制の基本線を完全に承認しつつ、なおかつ同法が過去2回の恐慌を防止しえなかったという歴史的経験を踏まえて提起された恐慌緩和策であり、為替相場回復＝国際均衡優先の原則のもとで国内均衡の同時的達成をはかること、とりわけ恐慌期における為替手形の『兌換性』確保をめざすものであったといえよう。

(ii) ヨークシャー地方

産業資本確立段階におけるヨークシャーの羊毛工業は、イギリス資本主義内部の非主導的産業部門であり、また原料供給源ならびに製品（羊毛糸・毛織物）市場ともにむしろ国内市場志向型の産業部門に属していたこと。こうした産業構造との関連で、ヨークシャーの地方銀行はすぐれて株式発券銀行の形態によって特徴づけられ、かつその政策的志向においても国内均衡優先→通貨需要重視→株式発券銀行擁護という銀行学派的志向を有していたことは、すでに別稿で論及した如くである⁽⁹⁾。以下における当面の課題

(7) Evidence., QQ.4970, 4998, 5147.

(8) Evidence., QQ.5107-5114. なお、8%の根拠に関する引用は、Ibid., Q.4971. さらにトールは別の箇所でも、その根拠を次の如く説明している。すなわち「割引率が8%前後に達すれば、商人達は取引を国内に限定すべく努力しその資金を可及的すみやかに、生産物ではなくて現送の形で回収する」が故に、為替相場は回復して金流出が防止されると。Ibid., Q.4984. あくまでも、為替相場回復＝国際均衡優先を前提とした修正案であったことに留意すべきであろう。

(9) 吉岡昭彦編著、前掲書、第2章、第5節参照。なお、1844年段階においてヨークシャーが株式発券銀行の拠点であった事実については、川上忠雄前掲稿(1)における地方銀行の分布の表出(表16)を参照されたい。

は、「ピール以後」におけるヨークシャー地方の産業・金融体制の基本的発展方向を確認し、併せて1857年恐慌段階における羊毛工業＝銀行資本の通貨問題をめぐる政策的志向を究明することである。

周知のように、ヨークシャーの羊毛工業はブラッドファドを拠点とする梳毛工業 worsted industry およびリーズ地方を1中心とする紡毛工業 woollen industry という2大副次部門をもって構成されていた。このうち前者はとりわけ1850年代に至って飛躍的に発展し、ブラッドファドは梳毛工業の「世界的中心地」として興隆を遂げ⁽¹⁰⁾、他方紡毛工業についても、リーズ商業会議所 Leeds Chamber of Commerce の代表スミス J. Smith によれば、「最近数年間に」リーズの商工業は『ほとんど倍化』するほどの発展を遂げたという⁽¹¹⁾。こうしたヨークシャーの工業的躍進は、就中好況期において、同地方の手形取引を促進しつつ、もってロンドン貨幣市場との連繫を強化するであろう。スミスはまず、1857年恐慌直前の好況期におけるブラッドファド地方の羊毛投機の事例を挙げて、この場合『人々は手形割引制度にかなりの程度依存していた』と述べ、また『これらの手形はロンバート街かまたはイングランド銀行で大規模に割引を受けた』事実を指摘して、ブラッドファドとロンドン貨幣市場の関連を強調した。続いてさらに『ロンドンの商人がわれわれの市場で製品を購入する場合、利子率が5%ないしそれ以上に昂騰すれば、現金では支払わず購入分の全額について手形〔振出し〕を引受ける』事情を説明した⁽¹²⁾。その意義はすでに前項のランカシャー地方の綿花取引に関連して確認済みの点である。他方、ヨークシャーにおけるこうした工業的、金融的発展の局面とはむしろ対蹠的に、とりわけ紡毛工業の立地たるリーズ地方において旧套的な産業・金融体制が同時に併存していた事実についても一言しておきたい。この地方の伝統的な紡毛工業では、当該段階に至ってもなお多数の家内製造業者 domestic manufacturers の広範な残存を特徴とし、これに照応して流通過程もまた、これら小生産者層の共同経営になる毛織物会所 cloth hall における小規模単位の毛織物取引が支配的であった。こうした特徴的な産業構造は、この地方の金融体制に次の如き特徴を刻印することになった。再びスミスはいう、『イングランド銀行券は、われわれの地方では一

(10) この点については、当面 W. F. Crick and J. E. Wadsworth, A Hundred Years of Joint Stock Banking, pp. 219-220. また、より詳しくは E. M. Sigsworth, Black Dyke Mills, A History, Chap. II. 参照。

(11) Evidence., Q. 5580.

(12) Evidence., QQ. 5621, 5631.

般的ではない。製品に対する支払いは15 磅ないし20 磅という小額であり、こうした取引には地方的流通手段が用いられるが故に』と。さらに『われわれの銀行は伝統ある銀行なるが故に、人々は〔イングランド銀行券よりも〕われわれの銀行券を選好する』と指摘した。⁽¹³⁾以上、明らかにヨークシャーの紡毛工業地帯では、依然として地方銀行券の根強い流通とその存立基盤が残存していたことが確認される。

次にこうしたヨークシャーの羊毛工業＝銀行資本の通貨問題に関する政策的要求に關説すれば、次の如くである。まず第1に、上述のスミスは、イングランド銀行券の兌換性に関する1委員の質問に答えて、『製造業者やその他の階層の者達は、こうしたささいな問題に考慮を払うことはほとんどない』〔傍点筆者〕と断じ、金融逼迫期における彼らの全関心は『債務の決済のために貨幣を入手する方法如何』にあることを強調して、⁽¹⁴⁾為替手形の『兌換性』確保の要求を示唆した。かかる観点からスミスが提案した具体案は、イングランド銀行の保証発券額を1,400万磅と規定したピール銀行法の条項を『逼迫期においてのみ』緩和することであった。⁽¹⁵⁾その意義は前項のランカシャー地方の分析のなかで指摘せる如くであって、もはや贅言を要するまでもあるまい。他方で第2に、地方銀行券発行額を4週間毎の平均で算定することを規定したピール銀行法第13条が批判の対象となった。スミスはこの点について、まず前述の毛織物会所における取引の決済方法を説明した後、たまたまこの決済が『4週間以内になされる事態が発生すれば』上記の条項の規制を受ける地方銀行は『織元に必要な通貨を供給出来ず、あえて〔発券を〕強行すれば直ちに平均発券認可額を超過して、勿論厳しい罰則を課せられる』と訴えてその不合理性を強調した。かくしてスミスは、ピール銀行法第13条の修正案として発券額の算定期間を4週間から6ヶ月に延長することを要求し、これが実現すれば『われわれの要求はすべて満足されるでしょう』と結論した。⁽¹⁶⁾以上、地方発券銀行の端的な利害表明を看取すると同時に、この要求がピール銀行法の発券規制に対する全面的な対決姿勢をもはや欠如している点に併せ注目すべきである。

(iii) パーミンガム地方

(13) 以上の如きリーズ地方の特徴的な産業・金融構造に關説した証言は、Evidence., QQ. 5668-5670, 5698. なお、19世紀初頭におけるヨークシャーの毛織物会所の意義と実態については吉岡昭彦「産業革命期におけるヨークシャー毛織物工業の構造」『商学論集』30-2、拙稿「産業革命期のヨークシャー毛織物工業」『西洋史研究』6参照。

(14) Evidence., Q. 5744.

(15) Evidence., QQ. 5586-5589.

(16) 以上の諸証言については、Evidence., QQ. 5597-5606. による。

イギリス金融史上、ナポレオン戦争期およびその戦後に本格的な高揚をみた地金論争 *bullion controversy* あるいは本位論争 *standard controversy* の展開過程において、バーミンガム地方の金属加工業を社会的背景として、アットウッド Th. Attwood を指導者とするバーミンガム学派が登場するに至った事情は、わが国の研究史上でもすでに確認済みの点となっている。⁽¹⁷⁾ いうまでもなく、このバーミンガム学派の政策的志向は、金本位制離脱と管理通貨体制への移行および平価切下げによって、国内均衡と完全雇用あるいは「完全賃金」を実現せんとする点にあった。以下、われわれは当面の1850年代における当該地方の産業・金融構造とこれに規定された政策的志向を、バーミンガムの銀行家ロイド S. S. Lloyd および製造業者兼商人たるムンツ P. H. Muntz の証言に即して究明したい。⁽¹⁸⁾

まず、バーミンガム地方の金融体制に関して一般的に確認すべき点は、1827年イングランド銀行のバーミンガム支店が設立されて以来、同行は「バーミンガムの〔地方〕銀行券流通を攻略するために強力な努力を推進して成功した」事実である。⁽¹⁹⁾ 1850年代に至っても、ロイドによれば、『イングランド銀行は発券銀行に対して、いわゆる第1級の手形でも割引くことを拒否』する政策を推進し、かくして1858年当時、同地方における株式発券銀行はただ1行を残すのみであったという。⁽²⁰⁾ また、1830年代から50年代において、バーミンガム支店扱いのバンク・ノート流通高は、マンチェスター等の支店に次いで第3ないし第4位を占め、かつリーズその他の各支店扱いの流通高をはるかに凌駕する関係にあった。⁽²¹⁾ こうしたイングランド銀行券流通の圧倒的優位性に媒介され

(17) この問題に関するわが国の研究史として、松山幸雄「ナポレオン戦争後の Standard 論争」『土地制度史学』8、吉岡昭彦、前掲書、第2篇、第2章および関口尚志氏の前掲2論稿を参照。また、外国文献としては、当面、S. G. Checkland, *The Birmingham Economists, 1815-1850*, Ec. H. R., 2nd Ser., vol. 1, NO. 1 (1948). を参照されたい。

(18) ロイドは、今日のロイズ銀行の前身ロイズ商会 Lloyds & Co. の経営者であるが、この時点で未だバーミンガム地方の一介の個人銀行業者にすぎなかった。Cf. Crick and Wadsworth, op. cit., p. 53, n. また、P. H. ムンツはバーミンガム学派の1指導者 G. F. ムンツとは別人であるが詳細は不明。

(19) Crick and Wadsworth, op. cit., pp. 53-60. イングランド銀行のこうした政策によって発券の権利を放棄したイギリス最初の事例は Birmingham Banking Co. であったという。

(20) Evidence., QQ. 2787, 2788.

(21) これについては、1857年の『銀行法に関する特別委員会報告』の付録 NO. 3 による。この委員会に関しては、さきを示唆しておいたが、ここで念のためそのフル・タイトルを付記すれば次の如くである。Report from the Select Committee on Bank Acts; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, Appendix and Index; Part I. Report and Evidence, Part II. Appendix and Index. (Parliamentary Papers, 1857, [220] X, Pt. I, II) なお、この委員会報告は議会に対して委員会の再設置を勧告したにとどまり、従って史料価値としては同証言録が重要である。以下、必要な限りにおいてこの証言録を引用するが、その際には Evidence of 1857. と略記する。

て、同地方はロンドン貨幣市場に直接リンクされていたと推断されるが、このことは、バーミンガムが『最も非投機的な都市の1つ』⁽²²⁾であったにもかかわらず、恐慌の到来とともに長期的不況を必然化せしめた。例えばロイドは、『事実、ロンドン市場にみられる如く貨幣が著しく低廉な現在、[バーミンガム]地方の小製造業者や職人の側では、それを入手することが極めて困難だという事実を、経験によって御存じではないか』というバーミンガム学派委員の誘導尋問に合槌を打ちつつ、その1例として、現金を入手するため24%の年利子の支払いを余儀なくされた1製造業者の事例を挙げている。さらに続けて、『人々は商業に再び資金を投ずることを恐れ、結局安全性のために貨幣はロンドンに送付される』こと、またその結果バーミンガム地方では『いつまでもパニックが存続する』と結論して不況が長期化する理由を説明した。⁽²³⁾かくしてロイドの証言時点たる1858年4月に至ってもなお、バーミンガムでは『とりわけ熟練職人が極端にひどい窮迫の裡にあり』失業と被救恤的窮民が激増しつつあったという。⁽²⁴⁾以上、恐慌の影響が小生産者層の間では一層長期化し、その重圧が累加されて現われる事情を把握すべきである。

こうした事態を反映するバーミンガム学派の政策的志向の全貌については後に詳述するが、当面、前記両証人の証言内容に即してこの点を簡単に確認すれば次の如くである。ロイドはまず、『1844年法は多くの点でまったく理解し難い』と述べ、さらに『投機を防止し、物価変動と割引率の振幅を縮小せんとしたピール卿の意図』は完全に破産したと断定した。⁽²⁵⁾しかし一層注目される点は、彼の本来の批判はむしろ金本位制の基本線を確立した1819年の兌換再開法にむけられていたことであろう。『2847号。貴下の判断では、1844年法の撤廃ないし修正が実現すれば、1819年法の撤廃または修正がなくとも十分望ましいと考えるか——末梢的な点では1844年法の変更のみで十分でしょう。だが、恐慌防止という大原則に関していえば、同法を撤廃しても事態は何ら改善されるものではありません。』同じくムンツもまた、『1819年法のもとでは、疑問の余地なく恐慌は不可避免的である』と批判して同法の再検討を強く主張した。⁽²⁶⁾こうした認識に立脚して、恐慌防止と完全雇用実現のために両証人が提案した政策は『外国為替相場に

(22) Evidence., Q. 2794.

(23) 以上の引用は、Evidence., QQ. 2666-2671, 2679.

(24) Evidence., Q. 2554. 同様の指摘については QQ. 2555, 2882. を参照。

(25) Evidence., QQ. 2573, 2577.

(26) Evidence., QQ. 2847, 2901.

よって影響されることのない国内通貨』（ロイド），『政府証券を保証とする純粹の不換紙幣の制限発行』⁽²⁷⁾（ムンツ）の体制を確立することであった。

（二）農業地帯・ロンドンの金融的諸編成と政策的志向

（i）農業地帯の地方銀行

イングランドの農業地帯がイギリスにおける旧套的個人発券銀行の最大の拠点であったこと、また、こうした地方発券銀行がかの通貨論争における銀行学派の社会的基盤をなしていたことは、荒牧正憲氏の一連の諸業績によって確認されている如くである。⁽²⁸⁾ われわれの当面の課題は、この点を前提としつつ、とりわけ「ピール以後」における農業地帯の地方銀行の興隆形態を析出し、もって1850年代におけるこうした地方銀行資本の通貨問題に関する政策的志向の動向を確認することである。

上の課題に関連してまず第1に注目される点は、「ピール以後」において農業地帯の個人発券銀行の預金業務が決定的に増大した事実である。地方個人銀行家協会 Association of Private Country Bankers の会長であり、かつイプスウィッチ Ipswich 地方の銀行家であったロドウェル W. Rodwell の証言によれば、当時農業地帯の地方銀行では『銀行預金が発券額をはるかに凌駕して』いたというが、続いてこの点に関する1委員の質問に答えている、『1386号。地方銀行家の会長としての貴下の意見では……1844年以来銀行取引が顕著に増加し、しかもそれは預金の増加という特徴をもつといわれるのか——1844年以来、有利な銀行業務が拡大しましたが、その拡大の唯一の形

(27) Evidence., QQ. 2634, 3046. 他に QQ. 2649, 2728. なお、ムンツは20年前とは異なり現在では平価切下げを希望しないと答えている。Q. 2977.

(28) 通貨論争の歴史的背景に関する荒牧正憲氏の研究業績のうち、主要なものを列挙すれば次の如くである。「貨幣制度の展開と通貨論争」、「預金銀行の展開と通貨論争」、「イギリス金融制度の確立をめぐる」、「通貨論争の背景」、「通貨論争と銀行制度」(1)、以上各々「態本商大論集」6、7、12、「経済学研究」21-4、23-1の順序で所収されている。氏の論点は多岐にわたっているが、いまこれをわれわれの問題関心に即して要約すれば次の如くである。すなわち、氏はまず1826年の株式銀行法制定を画期として飛躍的興隆を開始した地方株式銀行を預金銀行と把握し、「発券銀行と預金銀行の社会的分化」が急速に進行しつつあった事実を明らかにした後、他方これに伴って衰亡しつつあった地方の個人発券銀行が、通貨論争における銀行学派の社会的基盤であることを論証された。しかしながら、地方銀行による発券業務の衰退は平均的傾向的には正しいとしても、これを1820-30年代に関して一面的に強調するならば、通貨論争の歴史的背景自体が見失われる結果になりはしまいか。総じて、荒牧氏の業績を含めて、イギリス金融史に関する従来の研究は厳密な地帯構造別分析の視角を欠如しており、このことが、ピール銀行法の制定以前において「発券銀行と預金銀行の社会的分化」を不当に一般化し強調するという誤りに導いた理由であると看做される。これまでの分析によっても明らかな如く、こうした一般的傾向を代表する典型事例はランカシャー地方であり、この点が、正にピール銀行法の推進主体たる「マンチェスター＝ロンドン枢軸」を構成する1根拠であったが、他方これとは対蹠的にヨークシャー地方は1844年時点でもなお株式発券銀行の1拠点であるという錯綜した構造を示していたのである。平均的な傾向を析出するだけでは必ずしも事態の正確な把握とはならない点、銘記すべきであろう。

態は預金による信用拡張であったと考える』と。また、同じくロドウェルによれば、『近年、借地農や小売商が銀行家に勘定を開設する習慣が』『4倍も増加した』こと、さらに『50磅の借地料しか支払はない』小規模な借地農でさえ銀行に預金をもつに至った事実が印象的に指摘されている。⁽²⁹⁾以上、農業地帯における地方銀行にとってピール銀行法は正に方向規定的契機であったと看做されるが、ともあれ当該地帯の地方銀行はこうして本格的な預金銀行として興隆を遂げるに至ったのである。なお、こうして農業地帯に蓄積された長大なる遊休資金がロンドンの株式銀行またはビル・ブローカーに送付されて、工業地帯で発生した手形の割引きに運用された事実は、『ロンバート街』の著者バジョット W. Bagehot のヴィヴィッドな描写によって周知のところであろう。次に、いま1点、当該段階に至ってもなお、『農業地帯ではバンク・ノートよりも地方銀行券が選好された』事実に併せ留意しなければならない。この点に関して再びロドウェルは、『5磅のバンク・ノートは地方銀行に絶えず持ち込まれる傾向にあり、地方銀行券の如く人手から人手へと流通することがない』と説明し、結論的に、『バンク・ノートは地方の発券によってすべて駆逐されるであろう』と断定している。⁽³⁰⁾かくして農業地帯の地方銀行は、1850年代においても限定された地方的流通に関する限り依然として発券業務に強く関与していたといえよう。

如上の対蹠的な2局面をもつ金融構造を反映して、農業地帯の地方銀行資本の通貨問題に対する志向は次の2点に要約されうる。まず第1に、前記ロドウェルによれば(1) 発券銀行は従来、『イングランド銀行による、為替相場制御のための警戒処置に逆行する』傾向があったこと、従ってこれを防止する点で、『発券規制は極めて有意義であった』こと。(2) 地方銀行にとつていま1つの利点は、『日常的な業務運営上』イングランド銀行の準備金の変動が『貨幣市場の将来の動向に関する絶対確実な指標となる』こと。⁽³¹⁾以上の2つの理由から、ピール銀行法に対する賛成意見が表明された。次に第2に、前述のヨークシャーの場合と同様に、ピール銀行法第13条の条項が問題点として指摘された。すなわちこの規定によれば、農業地帯における資金の季節的需要に対

(29) 以上における諸引用は、引用順に、Evidence., QQ.1382, 1386, 1367, 1440. その他 Report., NO.8. を参照。

(30) W. Bagehot, Lombard Street, pp.11-12. 宇野弘蔵訳, 21-22頁。念のため申し添えておこなれば、農業地帯の余剰資金は通常まずロンドンの取引銀行に送付された後、ビル・ブローカーに放出されるという経路をとり、農業地帯の地方銀行とビル・ブローカーとの直接的結合は『情況しだい』によるといわれている。Evidence., Q.1548; Report., NO.8.

(31) 以上、引用順に、Evidence., QQ.1503, 1325, 1326.

(32) Evidence., QQ.1288-1291.

して、地方銀行の発券能力が著しく弾力性を欠くこと、がその理由であり、かくして、『立法の原理にはなんらの抵触することなく』同条項を部分的に修正すること、具体的には地方銀行券発行額の平均算定期間を4週間から3ヶ月に延長することが要求された。⁽³³⁾以上、「ピール以後」において農業地帯の地方銀行が本格的な預金銀行として興隆するに伴い、その政策的志向においてもピール銀行法の承認の方向に傾斜しつつあった点が合理的に把握されるべきである。

(ii) ロンドンの株式預金銀行

首都ロンドンにおける株式預金銀行は、周知のように1833年のバンク特許法制定と翌34年のロンドン・アンド・ウェストミンスター・バンク London and Westminster Bank の創立を起点として、その後とりわけ1850年代において飛躍的興隆を遂げるに至った。ロンドンの株式銀行の預金高推移の表出は、このことを如実に物語るものである。ところで、この点に関連して留意すべきことは、こうした株式預金銀行の興隆が、ロンドンの伝統的な個人銀行による敵視政策（ロンドン手形交換所への加盟拒否はその⁽³⁴⁾端的な事例）と、これとの競争戦のなかで達成された事実である。草創期の株式銀行が

ロンドンの株式銀行の預金高推移の表出

	ロンドン・ アンド・ ウェストミ ンスター	ロンドン・ ジョイン ト・スト ック	ユニオン	コマー シャル	ロンドン・ アンド・ カウンティ	その他	計
1834	0.2	—	—	—	—	—	0.2
36	0.6	—	—	—	—	—	0.6
38	1.4	1.1	—	—	0.2	—	2.7
40	1.4	1.2	0.4	—	0.4	—	3.4
42	2.1	1.8	0.7	0.2	0.9	—	5.7
44	2.7	2.2	1.6	0.2	1.2	—	7.6
46	3.3	2.4	2.2	0.4	1.6	—	9.9
48	3.1	2.3	2.6	0.4	1.4	—	9.8
50	4.0	2.9	3.0	0.6	2.0	—	12.5
52	5.6	3.6	4.3	1.0	3.3	—	17.8
54	7.2	6.2	7.0	1.3	3.8	—	25.5
56	11.4	7.2	9.0	1.5	3.5	0.9	33.5
57	13.9	10.7	10.9	0.9	3.5	2.6	42.5

[Evidence., p. 70. より作製。]

(33) Evidence., QQ. 1293-1297.

(34) この点、詳細には大島清他著『金融論』100-102頁を参照。

預金獲得の競争戦において採用した最大の武器は預金利子の引上げであった。ロンドン・アンド・ウェストミンスター・バンクの理事 サロモンズ D. Salomons によれば、同行は創立当初『1,000 磅未満の預金には2%の利子』を、またより高額の場合には『特約利率』をつけていたが、その後『とりわけ競争のために』同行はその利率を『バンク・レート近くまで』すなわち、500 磅以上の預金にはバンク・レートの1%下鞆、500 磅未満の場合には2%下鞆にまで引き上げたという⁽³⁵⁾。また、前記委員会報告はこうした証言に基づいて結論している、『ロンドンの株式銀行は個人銀行とますます競争するようになり、預金に利子をつける手段で尨大なる金額を集中し始めた』と⁽³⁶⁾。さらに、こうしてロンドンの株式銀行に預託された巨額の資金が、ビル・ブローカーに放出されたことは周知の事実であろう。念のため一例を挙げておこう。『616号。最近、銀行業者は彼ら自身が直接割引くことをせず、準備金の一層多くの部分を、割引きのための代理店たるビル・ブローカーに対してコールで貸付ける習慣が一般化したのではないか——然り。特に株式銀行は預託された多額の資金に否応なく利子をつける故、直ちに迅速にそれを運用しなければならない。』⁽³⁷⁾ こうした証言は枚挙に暇ないほどであるが、もはやこれ以上の挙証は無用であろう。ともあれこうして1850年代においてロンドンの株式預金銀行は古典的金融機構の一環として不動の地位を確立するに至ったのである。

次に、ロンドンの株式預金銀行の通貨政策上における志向について一言しておこう。前記サロモンズはまず、ピール銀行法に対して賛意を表明しその理由を、『バンク・ノートの兌換性に関するすべての危険を解消した』点に求めた。さらに、同法がバンク・レートの激しい変動を促した事実に関説して、『利率の騰落は流通する貨幣の増減に比例する』と述べてピール銀行法を免罪し、しかもかかる利率の変動は『商業界にとって有害』とは看做されない旨強調したのである⁽³⁸⁾。ここにわれわれは、利率の上昇が利潤増大に結びつく資金供給者側の端的な利害表明を看取すべきではあるまいか⁽³⁹⁾。

(iii) ビル・ブローカー

1850年代における、如上の預金銀行業務の飛躍的發展と余剰資金の激増に伴い、これをコール資金として受け入れるビル・ブローカーもまた「預金銀行の預金銀行」とし

(35) Evidence., QQ. 1131-1132. ただし、最高利率は8%をもって上限とされていた。Q. 1133.

(36) Report., NO. 7.

(37) Evidence., Q. 616. 同様の指摘については、例えば、QQ. 926, 1950, 1969, 1971.

(38) 以上の点については、Evidence., QQ. 1196, 1198.

(39) この点、特にマルクスが、「この利率の引上げこそは、かの条例の目的であった」と強調しているところである。Marx, Das Kapital, Bd. III, SS. 606-609. 参照。

て本格的な興隆を遂げたことはいうまでもあるまい。古典的金融制度下における、こうしたビル・ブローカー（正確には貨幣取引業者 money dealer）の意義と機能については、研究史上余りにも周知の⁽⁴⁰⁾ところである。従って、この点に関する委員会証言録は極めて豊富かつ興味深い⁽⁴¹⁾が、紙幅の関係でこれを一切省略し、以下ではただ、こうしたビル・ブローカーの通貨問題に関する政策的志向を確認するにとどめたい。この点については、1857年の委員会において喚問を受けたオーヴァレンド・ガーニイ商会 Overend, Gurney & Co. の協同経営者チャップマン D. B. Chapman の証言が注目される。まずピール銀行法の評価に関してチャップマンは、『通貨発行を不動の原則上に定着せしめた点で極めて有益』であると積極的な評価を下しつつ、しかし他方では、同法が恐慌、不作あるいは戦争に起因する金融逼迫に対して『防禦策を欠いている点で欠陥がある』と指摘した。同様の観点からさらに次のようにもいう、『われわれは2つのことを実行せねばならない。1つは正貨支払いの維持であり、次にはわが国の工業を停止せしめないことつまり商工業を維持することである』⁽⁴²⁾と。こうした基本的認識から、チャップマンが提起したピール銀行法の修正案は（1）イングランド銀行の保証発券額を250万磅増加すること。ただし、この増加分が『バンクの利益』ではなく『公衆の利益』となるための保障が必要であるという条件が付された。（2）さらに『特定の状況下において、紙幣流通を拡大するなんらかの制度が定められるべきこと』⁽⁴³⁾、これは明らかに恐慌期におけるピール銀行法の自動的停止の要求であると看做される。以上の修正案の目的は、『イングランド銀行券が金に兌換されなければならぬと同様に』手形は『貨幣に換金されるべき』⁽⁴⁴⁾ことにあった。かくして、ビル・ブローカーの政策的志向は、さきのロンカチャー綿業＝銀行資本の志向と完全に合致していたことが確認されるであろう。

(iv) イングランド銀行

最後にわれわれは、古典的金融制度のピラミッド型編成の頂点に位置して全信用機構を統轄するイングランド銀行について、特にその全力能が遺憾なく発揮される恐慌期に

(40) 19世紀中葉におけるビル・ブローカーの意義と機能については、当面、大島清他著、前掲書、第1章、第3節、遠藤湘吉編『帝国主義論』下、第2章、第1節、3、Bagehot, op. cit., chap. 1, 11. W. T. C. King, History of the London Discount Market. 藤沢正也訳『ロンドン割引市場史』、第4章—第6章を参照。

(41) 念のため、特に重要な部分を指摘すれば次の如くである。Evidence., QQ.397-401, 627-644, 715-719, 1961-1965.

(42) 以上、引用順に、Evidence of 1857., QQ.4963, 5324.

(43) 同じく引用順に、Evidence of 1857., QQ.5400-5401, 4906.

(44) Evidence., Q.5182. この点はマルクスによっても引用されている。Marx, Das Kapital, Bd. III, SS.581-582. を参照。

焦点を合せつつ、その機能と政策的志向を概観したい。このためには、ひとまず1857年のイギリス貨幣恐慌の経緯を簡単に確認しておくことが所要とされよう。(1) 周知のとおり、1857年恐慌は同年8月のアメリカにおける恐慌勃発を契機として始まったが、その影響を受けて10月初旬、時のイングランド銀行総裁ニープ S. Neave によれば、『その時わが国の地金は急激に流出しつつあって、勿論われわれは幾分危惧し始めた』という。その結果、バンク・レートは10月8日に6%、続いて12日に7%さらに9日には8%にまで引き上げられた。同じくニープによれば、10月末にはイギリスの為替相場はアジアを除いて回復したというが、11月には代って国内とりわけスコットランドとアイルランドへの金流出が激増し、これに伴ってバンク・レートは11月5日には9%さらに9日には10%という空前の高水準に達するに至った。⁽⁴⁵⁾(2) 他方、上の如きバンク・レートの急激な上昇は全商業界の疑惑を深めて、その結果一方では、『逼迫に対する懸念から、健全かつ支払い能力のある商会でさえも手形を換金』し始め、またロンドンの株式銀行はその第1線準備強化のためにコール・ローンの回収を開始し、かくてビル・ブローカーは「最後の銀行準備金の保有者」(バショット)たるイングランド銀行に『追い遣られる』ことになった。とりわけ、貨幣恐慌が最高潮に達した11月9日以降、ニープによれば、『ロンドンにおける商業手形の割引はイングランド銀行を除いてほとんど停止され』る一方で、バンクに対する『割引需要の重圧』が累進的に増大し、遂に11月12日、ピール銀行法の停止と限外発券なしには13日以降の割引業務の続行は不可能という破局が招来されたのである。⁽⁴⁶⁾

1857年貨幣恐慌の上の経過に示唆されている如く、恐慌期におけるイングランド銀行当局の全関心はなによりもまず、対外為替相場と金流出の動向に集中され、バンク・レートは発券部の金準備の推移に合わせて決定された。この点についてニープは次のように説明している。曰く、『それ[バンク・レートの引き上げ]は決して国内のパニックを鎮静する手段ではない。割引率を引き上げて急増しつつあった当行に対する[割引]需要を阻止することは絶対に必要であったが、それはこの手段によって金の国外流出を

(45) 以上、Evidence., QQ.12-35. を参照。

(46) 以上の諸引用ならびにより詳細な経過については、Evidence., QQ.112, 119-132, 256. その他、1857年貨幣恐慌の経過については、W. T. C. キング、前掲書、藤沢正也訳、第6章、VII、イ・ア・トラハテンベルグ「前独占資本主義の貨幣恐慌——貨幣恐慌史2——」及川朝雄訳、第8章、エム・ツガン・バラノウスキー「英国恐慌史論」鍵本博訳、第1篇、第3章さらに1850年代全体の産業循環の動向に関しては、J. R. T. Hughes, Fluctuations in Trade, Industry and Finance, A Study of British Economic Development, 1850-1860, chap. 2, 3, 10.

阻止する』ためであったと〔傍点筆者〕。さらに、イングランド銀行当局のこうした政策がピール銀行法の主旨に副うものであることを強調していう、『立法は通貨の兌換性のために金準備を維持するためのもので、決して商業上の逼迫に關与するものではない』⁽⁴⁷⁾と。こうしたイングランド銀行の政策に対して銀行学派委員たるウイルソン J. Wilson は、『結局、発券部には600万ないし700万磅の地金があるのに、イングランド銀行の銀行部は支払いを停止することになるのではないか』と鋭くその矛盾を指摘したが、ニープはこれに応酬していう、『その通りです。発券部の地金は他の目的のために充当されるのだから』⁽⁴⁸⁾と。ここで『他の目的』とは銀行券の兌換性確保を意味することは、もはや多言を要するまでもあるまい。以上、明らかに国際均衡優先の原則に基づいて金本位制を維持することは、イングランド銀行にとって、如何なる犠牲を払っても確保しなければならぬ1個の至上命令であったといえよう。⁽⁴⁹⁾

〔小 括〕

以上の分析結果に基づいて、いま、古典的金融機構の諸編成を政策的志向別に分類すれば、ほぼ次の4類型に要約されうるのであろう。(I) イングランド銀行とロンドンの株式預金銀行は、各々ロンドン貨幣市場における通貨供給機能を分担するものとして、利子率の昂騰が直接その利潤の増大に結びつくという利害の共通性をもちつつ、とりわけ前者の主導性のもとに、国際均衡優先と金本位制維持を至上命令としてピール銀行法の全面的擁護の見地に立つ。この点で、通貨学派の典型的な社会的基盤をなしていたと推断される。(II) ランカシャー綿業＝銀行資本とロンドンのビル・ブローカーは、手形割引業務を媒介として利害が連繫していた。その政策的志向はいずれも、ピール銀行法の基本線を承認しつつ、特殊的に為替手形の『兌換性』確保の視角から、恐慌期における同法の緩和を要求した。この点で、(I)の類型に対して利害の相対的独自性をもつ。(III) ヨークシャーの羊毛工業＝銀行資本と農業地帯の地方銀行資本は、ともに地方銀行券発行業務に關与しており、その点で銀行学派の社会的基盤をなしていたが、しかし「ピール以後」における金融的再編の本格的進行とともに、前者はランカシャー的体制に傾斜し、後者はロンドンの株式銀行との連繫を強めつつあって、政策的志向においても各々

(47) Evidence., QQ. 808, 946. 同様の証言は、Evidence., QQ. 55-65, 835.

(48) Evidence., Q. 533.

(49) なお、その他の論点として、ニープは、『利子率の変動は商業に対してなんら害を与えるものではない』ことを強調して、前記サロモンズと同様の見解を表明している点が注目される。Evidence., Q. 294.

(II)および(I)の類型へと対極的に分離・解体を遂げつつあった。(IV)最後に、^{バーミンガム}の中小金属加工業資本と銀行資本は、^{バーミンガム}学派の推進主体として、ピール銀行法に対する最も徹底的な批判者であったばかりか、金本位制そのものからの離脱と管理通貨体制への移行によって、完全雇用の実現をめざすものであった。

Ⅲ 委員会報告とバーミンガム学派の報告案

1858年の「銀行法に関する特別委員会」に課せられた中心課題は、ピール銀行法の意義と機能とを1857年恐慌の原因との関連において究明することであった。この問題をめぐる論争の諸論点は、前節においてその大要を紹介せる如くであるが、こうした論争を前提として当該委員会は、同年6月、イギリス下院に対する公式の委員会報告を圧倒的多数の賛成をもって採択した。⁽⁵⁰⁾ 他方この報告を不満とするバーミンガム学派委員は、別に独自の報告案を委員会に提出したが一蹴され、かくして委員会における論争は一応の終止符が打たれることになった。以下われわれは、前節での分析結果を踏えて、(1) まず委員会報告の論理と結論を、その論旨に即して1857年恐慌の原因把握、次にピール銀行法をめぐる諸論点に対する評価の順序で追跡しつつ、もって当該段階における論争の帰趨を見極め、(2) 続いてバーミンガム学派委員の1人とし最も非妥協的な論旨を展開したスプーナ R. Spooner の報告案の骨子を⁽⁵¹⁾紹介して、その意義を明らかにしたい。

(一) 委員会報告の論理と結論

(i) 1857年恐慌の原因把握

1857年恐慌の原因究明の一環として委員会報告は、劈頭まず、1847年以後の10年間に生じたイギリスの経済的発展過程を概観し、これを (1) 外国貿易の未曾有の拡大。(2) 歴史上、アメリカ大陸の発見直後につぐ大規模な金銀の流入。(3) 銀行業の発展による『資本節約』(=信用制度)の顕著なる発達。以上の3点に要約して、57年恐慌を惹き起した歴史的背景をまず一般的に⁽⁵²⁾明らかにした。こうした予備的考察を前提とし

(50) Proceedings., p. lxxvi.

(51) Proceedings., p. Iv-Ivi をみよ。なお、スプーナはバーミンガム学派の領袖アットウッドの共同経営者であり、かつバーミンガム商業会議所 Birmingham Chamber of Commerce の指導的メンバーであった。Cf. Chechland, op. cit., p. 4. また、この報告案とは別に、同じくバーミンガム学派委員の1人と思われるケイリ E. S. Cayley の報告案も収録されているが、その主張は極めて妥協的である故、ここでは割愛した。

(52) Report., NO. 9.

て、報告は次に、前記ニープの証言に基づいて1857年貨幣恐慌の具体的経緯を刻明に分析しているが、われわれはこれを一切省略し、当面、こうした分析から導き出された次の如き結論に注目しておきたい。すなわち、まず57年恐慌の原因を『1844年法の機能によって惹き起されたパニック』に求める見解を強く否定して、その根拠を次のように説明した。曰く、『何故ならば、わが国における窮境は、この法の適用を受けないアメリカにその起源が存し、しかもわが国とは非常に異なった通貨規制法下にある北欧諸国において、恐慌ははるかに激烈であったが故に』と。恐慌の原因究明に関する委員会報告の全論理は、結局こうしたピール銀行法の免罪に帰着するといっても過言ではないが、ともあれ上の論旨の必然的な帰結として、『当委員会にとって、これら諸国のすべてに共通する〔恐慌の〕原因または諸原因を明らかにすること』⁽⁵³⁾が残された課題となるであろう。

ところで、こうした問題関心から1857年恐慌の原因把握をめざした委員会報告を貫ぬく基本視角は、1847年恐慌との対比において当該57年恐慌の歴史的⁽⁵⁴⁾特殊性を浮彫りにし、もってその原因を究明せんとすることであった。さきに紹介せる委員会報告冒頭の子備的考察はそのための1布石であったと看做されるが、そのうち、とりわけ第3の1847年以降の10年間における信用制度の飛躍的發展に焦点を合せつつ、特に注目された点は次の諸史実である。まず第1に、47年恐慌と比較して57年恐慌の特徴を刻印する最大の要因は、いわゆる無担保信用制度 system of open credits にもとづく極端な信用の濫用であったという。この制度は、『外国人に対して互いに了解された範囲内でイギリス商会宛に手形振り出しの自由を認める』ことであり、その意味から国際的な引受信用 acceptance credits の1変種であったと看做されるが、1857年恐慌前にとりわけ北欧諸国との間において未曾有の規模で展開されるに至ったという、この無担保信用の実態は、『現実的な取引の基礎をまったく欠如し、単に一時的な資金獲得と〔引受〕手数料の取得を目的』とした悪質な仮空信用であったという。しかも、こうした機構を通して発生した手形は、『外国為替手形として流通した後、満期日には支払いを受ける

(53) 以上の引用は、Report., NO. 34.

(54) 周知のように、この点はマルクスによって鋭く批判されているところである。すなわち、報告が「新たな恐慌を、そのたびに社会の地平線上にはじめて現われてきた孤立した現象」として把握し、「一時期だけに特有な、ないし特有であると想定されている出来事、動き、作用因によって説明されるべき現象」として取り扱っていると。かくして、「もし自然科学者たちがこれと同じ子供じみた方法で事を扱ったとしたら、彗星くらいのものが再出現しても、世間は驚天動地ということになるであろう」と。『マルクス＝エンゲルス全集』、邦訳、（大月書店版）第12巻、543頁。

ものとの了解のもとにイギリスに送付されるが、それらは原則として商品ではなく、決済のために送付された他の手形によって支払われる』という悪循環により、仮空信用の累進的拡大を必然化せしめるものであった。⁽⁵⁵⁾次に、委員会報告のなかで批難された第2の点は、如上の無担保信用に基づく手形ならびに国内で発生した融通手形 accommodation bills が手形割引市場において無謀な割引ないし再割引を受けた事実である。例えば、こうした仮空信用によって発生した手形は、前述のリヴァプール・バラ・バンクの如き地方株式銀行によって割引かれて裏書きされた後、『手形の質にはおかまいなく、銀行〔の裏書き〕のみを信用の基礎として』ロンドンのビル・ブローカーによって再割引を受けたという。⁽⁵⁶⁾こうした事実が、前節で確認済みの1850年代における預金銀行業務の飛躍的興隆と巨大なる余剰資金の圧力を背景とするものであったことは、もはや多言を要するまでもあるまい。以上の如き分析結果に基づいて、委員会報告は、1857年恐慌の真の原因は『商業信用の不当なる拡大』によるものと断定し、さらに『如何なる通貨制度といえども、無分別の結果から商業界を守ることは不可能である』という結論を下したのである。⁽⁵⁷⁾委員会報告の上の如き分析と結論は、(1) 1850年代においてロンドンが、「ほとんどの国際的取引が決済される」ところの「世界の手形交換所」clearing-house of the world⁽⁵⁸⁾として本格的興隆を遂げたこと。(2) こうした金融的基礎構築を1背景として、1857年恐慌が世界資本主義史上における最初の世界恐慌として発現したこと、⁽⁵⁹⁾を反映するものとして注目に値するが、ともあれ委員会報告の基本的立場は、恐慌の原因をその1現象形態たる信用の濫用のうちに求めつつ、もって恐慌期の金融逼迫を立法的措置によって人為的に激化せしめるピール銀行法を免罪することにあつたといえよう。

(ii) 諸論点に対する評価

(55) 以上の諸引用は、Report., NO. 38. より詳しくは、ロンドンの計理士で破産商会の精算にあつたというボール J. Ball とコールマン J. E. Coleman の証言を参照。Evidence., QQ. 1662-1691, 1724-1728, 1775-1781, 1938-1939. なお、無担保信用は本来農業国との貿易に際して、輸出入の季節的不一致を調整する手段として利用されたものであるという。G. J. Goschen, Theory of the Foreign Exchanges. 町田義一郎訳『外国為替の理論』26-27頁。

(56) Report., NO. 54.

(57) Report., NO. 57. 同様の点は、NO. 82.

(58) ゴッシェン、前掲書、町田義一郎訳26頁。

(59) この点に関連するものとして、他にも興味深い証言が多いが、本稿では紙幅の関係から割愛せざるを得ない。当面、エリ・ア・メンデリソン『恐慌の理論と歴史』2、飯田貫一他訳、第11章、エー・ヴァルガ『世界経済恐慌史』永住道雄訳、第1巻、第2部、第1章、および、山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』、第2部、第5章を参照されたい。

次にわれわれは、前節で確認せる如きピール銀行法をめぐる諸論点に対して、委員会報告が下した評価と結論に注目したい。報告はまず、前記イングランド銀行総裁ニイーブの見解を次のように肯定的に紹介している。(1) 1825年恐慌以後の貨幣恐慌期におけるイングランド銀行発券部の金準備の最低点が、ピール銀行法の制定を画期として顕著な増加を示していること。(2) イングランド銀行当局にとって、銀行券の兌換性確保が第1の義務であり、この点で、『最も深刻な窮迫期において、1844年法は桎梏としてではなく、支援者として機能したことは明白である』こと。⁽⁶⁰⁾こうしたイングランド銀行総裁の見解に対しては、さらにアイルランド銀行総裁、スコットランド諸銀行の代表、地方個人銀行家協会の会長（ロドウェル）およびロンドン・アンド・ウェストミンスター・バンクのサロモンズが賛成意見を表明している旨強調した。⁽⁶¹⁾以上の点を確認した後、委員会報告は結論的に、『現行法は、バンクの金庫中に十分なる地金の維持を確保したものと看做される』と述べ、さらに『過去の実績からみて、バンク理事の英知と確信のみをもってしてはかかる〔地金〕量は維持されえない』こと。従ってまたイングランド銀行の理事会は、『ひき続き現行法の諸条項によって補強されることを一致して希望している』旨を附記した。⁽⁶²⁾以上、委員会報告の論旨は、主としてイングランド銀行当局の見解を挙列し、これに準拠する形をとってピール銀行法の有効性を確認した点が特徴的である。

上の如き基本線の確認に続いて、委員会報告は次に、前節で紹介せる如きランカシャー綿業＝銀行資本およびビル・ブローカーの政策的要求に言及して、これに次のような評価を下した。(1) まず1,400万磅の保証発券額を増額する要求に対しては、これがピール銀行法に対する『最も一般的かつ通常の反対意見』であることを承認した後、イングランド銀行の前総裁ウェガリン T. M. Weguelin の証言を引用して、仮りに保証発券を200万磅増額しても現実の通貨流通高にはなんらの変化がないばかりか、為替相場の逆調時には増加分は地金の形で外国に流出し、『バンクが保有する地金は、それだけ減少するであろう』と論証した。この点について委員会報告はさらに、『1844年以来、商業は非常に発展したにもかかわらず、銀行券の総〔流通〕額は現実に縮少した』事実を統計的に証明し、かくして結論的に、保証発券の増額は『商業的利害にとって有益とは

(60) 以上の点は、Report., NO. 60.

(61) Report., NO. 61. なお、スコットランドとアイルランドについては、金の国内流出と関連して重要な論点を含むが、小稿では一切省略した。

(62) 以上の諸引用は、Report., NO. 67.

看做されない』と断定した。⁽⁶³⁾次に、恐慌期におけるピール銀行法の停止を立法化する要求に関しては、『当委員会は、こうした条項 [の制定] が 1844 年法に対するなんらかの原則的な変更であるとは看做さない』と表明して、肯定的な評価を下した。ただし、同時にこれには次の如き条件が附された点に併せ留意すべきである。曰く、『将来、新条項が議会によって制定されるとしても、窮迫期において十分なる金準備の維持を確保するという大目的は厳守されるべきである』⁽⁶⁴⁾と。以上、いわゆる「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の名で呼ばれるイギリスの主導的資本内部における利害対立は、こうして金本位制の根柢に解れない限りにおいて一定の調整を受けつつ、イングランド銀行＝シティ権力の主導性のもとに一応の決着が与えられた。

委員会報告の論旨とはやや前後することになるが、最後に銀行学派に対する次の如き態度表明が注目される。すなわち、同報告は特に 1857 年の委員会における銀行学派の主張に關説して、こうした『論争の主題』を含む証言に批評を加えることについては、『当委員会は、意見の大きな相異なしにはなんらの結論にも到達しえないであろう』と述べ、また、『従って、当報告からはこうした問題を除外することが望ましい』と判断を下して、この点に関する評価を回避した後、続いて次の如く強調した。『公衆の福祉にとって、イングランド銀行が商業的窮迫時に十分なる金準備を維持することが必要である』⁽⁶⁵⁾という点では、銀行学派と通貨学派はともに意見の一致するところである。こうした両学派の対立点回避と共通点に関する一面的強調のうちに、われわれは両学派の「和解の語調」conciliatory in tone と金本位制堅持の姿勢の基本的貫徹を看取すべきではあるまいか。事実また、前記のように 1858 年 6 月、この委員会報告（案）が最終的な採決に付されたとき、銀行学派委員たるウイルソンはこれに賛成票を投じたのである。⁽⁶⁶⁾かくして通貨論争は実質的に終熄し、ここにピール銀行法は銀行学派によって事実上の承認を受けるに至った。以上、この点は、前述のヨークシャーならびに農業地帯における「ピール以後」の金融的再編の急速な進行との関連において、合理的に把握されることを要す。

(63) 以上、引用順に、Report., NO. 68, 70.

(64) Report., NO. 72, 73.

(65) Report., NO. 60. なお、1857 年の委員会においては、ニューマーチ W. Newmarch, ミル J. S. Mill, オーヴァストーン Overstone, ノーマン G. W. Norman 等の当時有数の理論家が証人として喚問され、主として通貨理論上の問題をめぐって論争が展開された。これに対比して、58 年の委員会では銀行家、商人等の実務家の証人が多い点が特徴的である。

(66) 以上の点については、E. Wood, English Theories of Central Banking Control, 1819-1858, pp. 170-171. および Proceedings., p. lxxvi をみよ。

（二）バーミンガム学派の報告案

上の委員会報告において、その政策的主張を完全に無視されたバーミンガム学派はスプーナの報告案を逆提案して、これに対決したことは前述のとおりである。このスプーナの報告案は、量的にはわずかに2頁にすぎないものであるが、バーミンガム学派の立論と政策的要求がほぼ網羅的にかつ簡潔に要約されている。同報告案はまず、その冒頭においてピール銀行法の主旨を次のように確認した。すなわち、『イングランド銀行の発券を為替相場の動向に正確に一致して規制する』ことを通じて、バンク・ノートの兌換性確保のために十分なる金準備を維持し、かつ貨幣価値と商品価格の変動を防止することであったと。しかるに、スプーナによれば、かかる立法的措置は、『予期され、また望まれた結果を生み出す点で完全に失敗した』のみならず、『その失敗は、立法の原理そのものの固有の欠陥に由来する』するものであったことが強調され、続いてその理由が次の如く指摘された。(1) まず、イングランド銀行がバンク・ノートを発行して金を受け入れるべく義務づけた規定は、恐慌後における利子率の低落に拍車をかけつつ投機を促し、結局のところ再び物価騰貴と金流出を招来せしめること。(2) イングランド銀行からの金流出に伴って、人為的に強制せられた通貨の縮少は、『銀行券を確保せんとする』商業界の熱望を刺激し、かくて『商業上における真の需要』の外に『バンクによる不合理な発券規制がなければ決して起りえなかったような「貨幣」退蔵』が加わって、金融逼迫に一層の拍車がかげられること。(3) さらにスプーナによれば、ピール銀行法は1819年の兌換再開法の『補完物』であって、『1819年法のように、その原理において誤った制度が1844年法によって現実的かつ一層厳格に実施される故に、一層ひどい禍が招来されるのは避けられない』と断定して、金本位制自体に対する徹底的な批判が開展されたのである。かくして、スプーナの結論するところによれば、『1819年と1844年の立法が存続する限り』恐慌の周期的反復は不可避的であった。⁽⁶⁷⁾

ところで、上の認識に基づいてスプーナは次の如き『迅速にして確実なる救済策』を勧告している。処方箋の第1は、『国家紙幣』national paper moneyの制限発行体制の確立であって、まずこうした紙幣はすべての支払いにおいて法貨と認定されるべきであり、またその発行額についても、『一般的な流通手段および租税支払い用として十分なる額でなければならない』ことが強調された。次に第2には、如上の国内通貨体制を

(67) 以上の諸点に関するすべての引用は、Proceedings., p.Iv. 念のためパラグラフ・ナンバーを附記れば、NO.1-5.

補完するものとして、『外国貿易のために』、(1) 地金銀を受け入れかつ兌換銀行券を発行する特別の『造幣銀行』 Mint Bank の設立。(2) 『現行の鑄貨制度下では5磅の範囲まで、また重量では無制限に』銀を法貨と定めて、銀本位制に移行することが主張された。⁽⁶⁸⁾以上の点に関するスプーナの説明は極めて簡単で、その詳細は不明であるが、当面、このうち銀本位制に関する主張に関連して、一般に1850年代は金の銀に対する比価下落により、金は価値尺度として著しく不安定性を示し、国際的に銀本位制への志向が強まった時期である点を指摘しておきたい。⁽⁶⁹⁾ところで、以上の具体的政策を提起した後、さらにスプーナはその意図に關説していう、『通貨規制に関する現行法の推進者達が公言した目的は、商品価格に対する影響において安定した不動の交換手段を確保することであった』にもかかわらず、逆に、『貨幣価値の突然かつ極端な変動は、社会のあらゆる階層とりわけ労働人口に対する大なる害悪として絶えず愁嘆されて来た』こと、⁽⁷⁰⁾従って、上の政策はこうした禍に対する『唯一の救済策』であると。以上、明らかにバーミンガム学派の政策的要求は、恐慌（貨幣価値変動）防止と完全雇用実現のために、対内的には管理通貨体制への移行、対外的には価値尺度としてより安定性をもつ銀本位制の採用を志向するものであったといえよう。

IV 結 論

最後にわれわれは、以上の分析結果を概括して、1857年恐慌段階におけるピール銀行法をめぐる論争の基本構造とその歴史的地位を確認したい。まず第1に、いわゆる「マンチェスター＝ロンドン枢軸」に表現せられるイギリスの主導的資本は、金本位制を前提とした国際均衡優先の原則に基づいてピール銀行法擁護の体系を構成していたが、特殊的に恐慌期における同法の機能をめぐって、一方は為替手形の『兌換性』を、他方はバンク・ノートの『兌換性』の確保を重視する点で経済的利害の相対的独自性が存した。こうした主導的資本内部の矛盾は、『如何なる通貨制度といえども』恐慌を防止することは不可能であるとの認識に基づき、恐慌期におけるピール銀行法の自動的停止を立法化する方向で一定の調整を受けつつ、なによりもまず金本位制の維持を至上命令としてイングランド銀行に代表されるシティ権力の主導性のもとに一応の決着があた

(68) 以上の諸引用は、Proceedings., p. Ivi, NO. 6, 7.

(69) この点については、R. S. Sayers, The Question of the Standard in the Eighteen-Fifties, Ec. H. (A Supplement to the Ec. J.), vol II, NO. 8, 1933; Hughes, op. cit., p. 244. を参照。

(70) Proceedings., p. Ivi, NO. 8, 9.

えられた。次に第2に、「ピール以後」就中1850年代におけるイギリス金融体制の本格的興隆とともに、ヨークシャーならびに農業地帯における金融的再編が進行し、銀行学派の社会的基盤となっていた地方銀行による発券業務は漸次その意義を喪失しつつあった。こうした事態の推転を背景として、当該段階において通貨論争は事実上終熄し、ピール銀行法は銀行学派によって実質的承認を受けるに至った。かくして、イギリス自由貿易体制の金融的基礎構築を推進したピール銀行法は、「自由貿易という至福千年王国」の本格的展開と古典的世界市場確立の画期（その指標は1857年世界恐慌）において、イギリス資本主義内部の経済的諸利害の圧倒的部分による承認を受け、その不動の地位を確立した。第3に、これに対して、ひとりパーミンガム学派はピール銀行法に対する最も徹底的な批判者であったばかりでなく、1819年兌換再開法（21年実施）によって基調的確立をみた金本位制自体に対する執拗なる挑戦者であった。同学派は、パーミンガム地方の中小の金属加工業を背景として、小生産者層と労働者階級の完全雇用実現を要求するものであったが、その立論はすぐれて本位問題 *question of standard* として、すなわち金本位制離脱と対内的には管理通貨体制、対外的には銀本位制への移行の要求として提起されたのである。かくして、イギリス資本主義史上ナポレオン戦争期とその直後において展開された本位論争が、当該段階において再び鋭い形で再生産されるとともに、それはまた19世紀末の大不況を画期として展開された国際的な複本位運動 *bimetallic movement* の一環として、再度本格的な高揚を遂げるに至ったイギリスの本位論争を準備するものであった。

[1970年5月成稿]